

第 1 1 回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成 1 8 年 9 月 1 1 日（月）午後 3 時～午後 5 時 3 0 分

場所：弁護士会館 1 6 階来賓室

出席者：（委員）

副議長 井手雅春（株式会社朝日新聞大阪本社社会部次長）
片山善博（鳥取県知事）
高木剛（UIゼンセン同盟会長）
ダニエル・フット（東京大学法学政治学研究科教授）
土屋美明（社団法人共同通信社論説副委員長兼編集委員）
議長 中川英彦（前京都大学大学院教授）
宮本一子（財団法人日本消費者協会理事、財団法人製品安全協会理事、社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任顧問）
松永真理（株式会社バンダイ社外取締役）

（日弁連）

会長 平山正剛
副会長 吉岡桂輔
事務総長 明賀英樹
事務次長 池田綾子 谷 真人 小川達雄
広報室室長 生田康介

（説明者）

裁判員制度実施本部 事務局次長 西村 健

以上 敬称略

議 事 内 容

1 . 開会

2 . 開会の挨拶

（中川議長）

それでは時間が過ぎておりますが、片山委員が少し遅れてこられるようです。大体今日ご出席の皆さんはこれで揃いましたので、第 1 1 回の日弁連市民会議を始めさせていただきます。

今日は清原委員と吉永委員のお二人が、残念ながら所用のためご欠席でございますが、その他の委員の皆さんはお集まり頂いております。

それでは最初に平山会長から一言ご挨拶頂けますでしょうか。

3．平山正剛日弁連会長挨拶

(平山会長)

本日もご多用中のところご出席頂きまして、ご指導頂くことを大変感謝をいたします。ありがとうございます。平成21年5月までに裁判員裁判がスタートいたしますけれども、これが成功するかどうかというのは、今次の司法改革の最大の観点でございます。100年の課題だというふうに考えています。ご尽力を賜りたいと思います。その際に一番大事なことは、裁判員をお務め頂きます市民の方々に納得して参加して頂けるかということでございまして、その納得性の一つに、今日ご議論頂きます守秘義務問題が非常に大きな問題としてあります。もう一つは、環境の整備でございます。出席できるかどうかという環境整備です。こういうことでございまして、今日、ぜひこの守秘義務のことについてご議論頂きまして、われわれとしてもそれを参考にさせて頂き、全力を挙げる必要があるということを考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4．議事録署名人の決定

(中川議長)

ありがとうございました。それでは議事に入ります前に、議事録の署名人を決定したいと思います。順番からいきますと、片山委員と高木委員でございますけれども、高木委員、よろしゅうございますか。片山委員はちょっとまだお越してないので、後でご承認を頂くということで、お二人にお願いしたいと思います。では、よろしく願いいたします。

5．議事

(中川議長)

それでは、本日の議事でございますけれども、お手元に配付されている議題のとおり順番に進めさせて頂きたいと思います。議題の順番といいますのは、第1議題は、拡大市民会議の開催についてでございます。

第2議題は、今後の市民会議のテーマについてということであります。

第3議題が、今平山会長からお話がありました、裁判員制度の守秘義務の範囲についてという、この三つの議題が本日は予定されておりますので、この順番に進めさせて頂きたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(1) 議題1 拡大市民会議の開催について

(中川議長)

それでは、第1議題の拡大市民会議の開催についてというところから入りたいと思いますが、前回の意見交換のときに、司法制度改革審議会の意見書が出まして5周年ということになります。その一つの企画として拡大市民会議というものを開催してはどうかという話がございます、この企画の内容をどういうふうにするかということで少し日弁連のほうでもご検討を頂いたわけでありまして。今回、谷事務次長から、前回の企画を少しバージョンアップして頂きまして、本日資料の81-2ということでお出しを頂いております。このバージョンアップされた企画につきまして、まずご説明を頂きたいと思っております。

ただ、この日程ですけれども、皆さんのご都合をお伺いいたしましたところ、最も都合がいいというのが、来年の2月1日、木曜日の午後、それから2月7日、水曜日の午後、この両日ということになったのでございますけれども、実は、最も都合がいいのは2月7日なのですが、今日いらしたフットさんがこの2月7日にご出席頂けますと、非常によいのですが、いかがでしょうか。

(フット委員)

少なくとも電子手帳を見る限りでは大丈夫のようです。

(中川議長)

ぜひ、フットさんにご無理を言って、電子手帳に書き込んで頂いて。では、2月7日の水曜日の午後ということで、一応日取りを確定させて頂きたいと思っております。ちょっとフットさんには申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。皆さんもどうぞ手帳にお書き込みください。

ということで、内容につきましては、谷事務次長からご説明をお願いいたします。

(谷事務次長)

事務次長の谷でございます。そうしましたら、資料81-2に沿ってご説明させて頂きます。今の日時の件ですが、私のレジユメが間違っておりすみませんでした。2月7日は、火曜日ではなく水曜日です。時間が午後1時から4時頃までと書いてありますが、会場とこちらの都合で申し訳ありませんが、2時から5時くらいを予定しております。2月7日、水曜日の午後2時から5時ということでご予定頂ければと思っております。よろしく願いいたします。

それで、その拡大市民会議の企画についてですが、前回もテーマを何個か挙げてご提案させて頂きましたが、今回もう少し絞って詳細なものをお出ししました。趣旨といたしましては、今議長のほうから報告頂きましたように、司法制度改革審議会意見書から5周年を経てということと、この市民会議自体も意見書に基づいて設置されたものですが、それも既に3年を経て今日第11回ということで回数を重ねております。それで、この間、司法制度改革の課題が立法化したというものがいろいろ制度化されております

けれども、ちょうど10月2日から日本司法支援センター、「法テラス」という愛称で言われていますけれども、それが業務を開始するという節目になります。日本司法支援センターというのは、ご存じのように、市民に身近な法律相談窓口として情報提供、あるいは法律相談業等を行うということで、全国各地に地方事務所を作って総合的な法律サービスを提供するということを目指しております。

ただ、10月2日からスタートするとはいえ、もう1か月を切っているのですが、われわれの内部の対応態勢も非常に忙しく、後手後手でなかなか整っていないところもあります。それで、10月2日を過ぎて本当にちゃんと動くのかということにつきましては、様々なところからご意見を頂いておりますし、いいものにしていかなければいけないと思っております。

それで、そういうきっかけがございまして、ちょうど10月から始まるこの司法支援センターが業務開始後3か月ぐらいを過ぎたころ、先ほど申し上げた2月のはじめ頃にこの拡大市民会議を開催しまして、実際法テラスの機能というのがうまくいっているかどうかというあたりにつきまして、こちらからの情報提供、あるいは皆様からのご意見を頂いて、問題があればそれを直していく。原因はどこにあるかというようなことを議論していきたいというのが、この企画の趣旨でございます。

開催要領はここに書きましたとおり、日時は先ほど申し上げました。場所はここの会館の2階の講堂クレオを予定しております。ご出席頂く方といたしましては、当市民会議のメンバーの皆様と、あとこちら側としては執行部、あるいは司法支援センター本部から適当な人数。あるいは可能であれば、法テラスの関係者も来て頂きまして、実際の運用がどのようになっているかというところの問題点のご発言を頂ければと思っております。それ以外に弁護士、一般会員、並びにホームページなどで開催通知いたしまして、一般の市民の方皆さんにご参加頂ければと思っております。開かれた市民会議にしたいと考えております。

議題といたしましては、「日本司法支援センター開業3か月を経て - 現状と今後の課題 - 」、仮称ですが、おそらくこういう議題になるのではないかと思います。皆様にお決め頂くこととなります。

会議の持ち方ですが、報告とそれに基づくパネルディスカッションということを原案としては考えております。また、いろいろご意見を頂いて、こういう方法はどうかといった点につきましても頂ければありがたいと思います。具体的にたたき台として考えておりますのは、まず というのは、こちらが勝手に考えているのですが、市民会議の委員の皆様実際にこの企画に参加して頂く前に、法テラスのコールセンターに電話をして頂いて、使い勝手がどうだったかというところを体験して頂けるといいのかなと考えております。コールセンターに電話をかけますと、それがどういう相談ですかということで法制度情報を頂いたり、またあるいは具体的な相談窓口を伝えてくれたりと、そう

いう対応をすることになっておりますが、それがちゃんとなされたかどうかというようなあたりを、実際に体験をして頂ければと考えております。

また、ここには書いてはございませんけれども、実際にどのような運用がなされているかにつきましては、もし可能であれば、この拡大市民会議をやる1月ぐらい前に、皆様に実際に法テラスのコールセンターで電話を受けてやっているところを見学して頂く、あるいは地方事務所で実際に相談を受けているところを見学して頂くというような企画をこちらで可能であれば日程を設定しますので、皆さんに参加して頂くというようなことも、議論をして頂く上では有用なことではないかと考えております。

それで、その上で当日は執行部、あるいは先ほどの司法支援センター実施対策本部がそもそもの制度設計、あるいはその後の実際の運用について、開業3か月を経た現状について説明をしたいと考えております。何人ぐらいの方が利用されているとか、どういう相談が多かったとか、こういうところに問題が起きているとか、どうしたらいいかというような問題提起をすることを考えています。

その後、皆様を含めたパネルディスカッションということで問題状況、あるいはこの辺はもう少しこうしたらいいんじゃないかというようなところのテーマを定めつつ、議論していくということを考えていきます。

そこで出された問題にその場で原因がわかればそれを探って、こうしたらいいんじゃないかという解決までいければベストですが、あるいは問題の提起だけでも、こちら内部で対応をどうしたらいいのかというようなきっかけになれば、またそれはそれで一つの有用なことだと思っております。原案としてはそういう進め方を考えておりますので、今日ご議論頂きまして、ご意見を頂ければと思っております。以上です。

(中川議長)

これはフロアの参加者からも意見を頂くということですか。

(谷事務次長)

それをやっていければと思います。

(平山会長)

これは4か月になっているのではないのでしょうか。

(中川議長)

そうですね。丸4か月ですね。

今の谷次長のお話につきまして、皆様のほうから少しご意見を頂きたいと思えます。ご意見、ご質問など何でもいいです。こういう方法があるのではないかということがございましたら、ぜひご発言頂けますでしょうか。

(宮本委員)

私たちが法テラスに電話をするときに、何か具体的な事例を自分でつくりあげてするのですか。

(谷事務次長)

そうですね。そうして頂いたほうが生の対応といいますか、実際の質問にはどういう感じで答えているかというのはご体験頂けるかと思います。

(宮本委員)

法テラスだけですか。法テラスだけじゃなくて、そこからコールセンターにかけて、そこで次紹介されますよね。そこはどのようなのですか。

(片山委員)

それは道筋つけてくれますから。

(宮本委員)

それまたかけるわけですか。

(片山委員)

それはまちまちだと思いますけれども、コールセンターにかければ、ちゃんと行き先に行きますから。

(宮本委員)

そこも私たちはかけるのですか。

(谷事務次長)

自動的に転送電話で回してくれるんですね。待っていれば、自動的に伝わることになりますので。ただ、今私は、仮の質問をしたときに、そこまで行って、また質問して頂くのかということで考え込んでしまったんですけれど。

(片山委員)

ひやかしみたいで叱られたりしませんか。

(宮本委員)

最後に明かさないのか。実はこれはテストと。

(井手副議長)

覆面モニターですって。

(宮本委員)

そのところが気に掛かります。

(谷事務次長)

ただ、実際には自分はこういう問題を抱えていると伝えた場合、相談まで行かなくても、それにはこういう相談機関がありますよという情報を得たところで終わってしまう相談事例もあるんですね。ですから、少なくともそれは可能かなと思っているのですが。それから先、例えば弁護士会を紹介されまして、電話が転送で来ましたというときに、じゃあいついつに来てください、予約を入れましょうという話まで架空でやって頂くのは、大変失礼なので、それは難しいかなと思います。そうしますと、第一次対応ということで、例えば税金でこういうのがたまっているときはどうしたらいいんですかという

ような質問をして頂いて、それにはこことここという情報がありますよというあたりまで聞いて頂くというような体験もしながら進めたいと思っています。

(中川議長)

自分でなくても身内とか、知り合いの具体的なことを持ち出しても良いですね。

(谷事務次長)

例えば遺言書はどうやって作ったらいいんですかとか、そういう一般的な情報を聞いて頂いても結構です。

(中川議長)

この市民会議のやり方そのものについて何かご発言ございますでしょうか。こうした方がよろしいということがありますでしょうか。

(宮本委員)

日弁連から許可を頂いて、いわゆる相談員のように、コールセンターに電話をするというのは、やってみたいとは思いますが、向こうから叱られた場合、エクスキューズがあるということで私はやってみたいと思いますね、実際に。1回だけでなく何回もやれば。

(谷事務次長)

当たりはずれがあるとか、そういうこともわかるかと思うんですね。

(松永委員)

テストというのは相手に失礼なので、想定できる家族とか、親友とか、の事例で掛ける方が良いと思います。そうしないと何か失礼かなという気がしますね。だれにでも応用できる、さっきの遺言とかというのもありますよね。もうちょっと具体的な例でも良いと思います。

(平山会長)

谷次長、そういう意味で皆様がお困りにならないように、何か典型的な例をつくり、差し上げればどうでしょうか。個人にあてはまりますからね。

(松永委員)

そうすると、またこちらもイメージが広がるので。

(谷事務次長)

わかりました。そうしましたら、先ほどの見学会のお知らせとかと併せて、こんな質問例がありますというのを準備させていただきます。

(宮本委員)

そうですね。見学会もぜひできれば行ってみたいです。

(谷事務次長)

コールセンターは中野坂上に場所があるんです。そこで全国からの電話を一手に受けて、また地方に返すという形になりますので、かなり活発に行われると思います。

(松永委員)

何回線ぐらいあるのでしょうか。

(吉岡副会長)

80回線あります。

(松永委員)

オペレーターがですか。

(吉岡副会長)

本番の場合は、オペレーターが80人待機しています。今はまだ試行ですが、10月からはそうなります。

(フット委員)

今までは考えたことがなかったのですが、こういうコールセンターは英語でもいいのでしょうか。外国人のためのオペレーターもいますか。

(吉岡副会長)

そういうブースも用意を検討しており、おそらく実行されると思います。そうすると英語の対応をできるオペレーターに電話を切り替えてもらうということを考えているようです。

(土屋委員)

この間、ちょっと見学に行ったのですが、英語のオペレーターが待機してまして、そこにつないでくれるようになっていました。ですから、英語での相談はできる。

(フット委員)

中国語とかは。

(高木委員)

この拡大市民会議を行う目的は何ですか。

(谷事務次長)

本当の趣旨は、こういうところに問題があるから何とかしろという指摘をして頂きたいのと、応援しているからがんばれというエールを頂きたいという二点です。

(高木委員)

後ろのほうはまあいいにしても、そんな実務に関わっていない人が、いっぺん電話をかけて聞いてみただけで何が問題かわかるのかと。だから企画自体が、何を目的としてやるのかという点で明確でない。何かやらなければならないということは分かるが。そういう意味では、何をどうしたらそんな会議ができるんだという仕込みが、コールセンターなんか見せて頂いたらわかるのかもしれませんが、これだけの方々が関わって何かやるなら、目的と会議を行ったアウトプットがどうなんだということをおおまか程度想定して行うべきだと思います。その前に検討した経過がおありになるんだらうと思いますが、前回出ておりませんから、こんなことを言って申し訳ないかもしれませんが。

(谷事務次長)

おっしゃることはよくわかります。本当に一回電話をしたぐらいでわかるのかというのは、本当に高木委員がおっしゃるとおりなんですけれど、ただ、一回電話すればわかるということもきっとあるんじゃないかという気もしております。それで、皆様にそれぞれ経験して頂いて、私もそうだった、私もそうだったというのは、これはかなり問題がある制度だということになりますし、あるいは私はちゃんと答えて頂いたというところであれば、そういう生の情報を得る機会はなかなかないものですから、その意味では少ない回数でもある程度意見交換のためにはいいのではないかとこのように考えます。

(平山会長)

高木委員、このコールセンターの対応が、市民にとって、ああ、なるほどと思えるようなものであるかどうか、この制度の勝負だと感じています。非常に大事な部分です。ですから、そういう意味で、執行部としてはこの「会議の持ち方」のところをきちんと申し上げ、コールセンターの部分については体験して頂いて、クレームして頂ければ非常にいいなというようなことが発想の根幹です。

おそらくこのコールセンターで市民がやってみまして、もたもたしてどうにもならないというのであれば、この制度はやっていくことがとても難しいんですね。ここは窓口ですので。そういう意味でここを立派に立ち上げなければいけないという気持ちを、われわれは非常に強く持っております。それを何とかやっていきたい。まさに皆さんは市民ですので、ひとつ何かやって頂いて、ご助言も頂きたい。それから会場にも自分もやっただけだめだったという人もいっぱい来て頂いて、意見を頂ければというところで発想しているんです。

(高木委員)

オペレーター 80 人の方々は、当然いろんな事前研修をやっておられるんだと思えますけれども、やはり法的な知識も手続もかなりなレベルじゃないと。もちろん専門性を問われるところはどなたか専門家の方がおられればいいのですが。

(平山会長)

そこのところについて少し今の状況を説明したほうがいいですね。

(吉岡副会長)

そうなんです。コールセンター自体では、前回も説明しましたとおり、そこ自体で法律相談はできない前提なんです。何ができるかというと、まず機関の紹介です。ですから振り分けはできると。ただし、総合法律支援法に基づく法制度の情報提供というのがあるんですね。ですから、法律相談と一般的な法制度の説明というのが、確かに境界線がなかなか難しい部分もあるんですけども、実際の試行を見ていると、むしろ問題を抱えた人がかけてくる人が多いんですね。まず、PRの仕方もあるんですけど、法律相談ができると思ってかけたということではがっかりされる方がいらっしゃいま

す。そういう方をどうするかというと、それぞれふさわしい相談機関に誘導するというところが一番大きな役割になるんですね。ですから、その振り分けがうまくいけるかどうかということが、今回のポイントになるのだらうと思います。

(土屋委員)

試行されていますよね。

(吉岡副会長)

来週から東京で、先週横浜でやりました。

(土屋委員)

何かまとまったものってありますか。

(吉岡副会長)

土曜日まで横浜やっていますので、その結果、まだ今日は月曜日ですので出てきていないのですが。

(片山委員)

こういうのをやられるとき、ぜひ司法制度改革の全貌を少し解説されるようにしたらいいのではないかと思うんです。と言いますのは、私、地元で司法制度改革について、これは国の仕事ですけれども、実は私のような立場で仕事していると、やはり地域社会を円滑にするためには、試行というのは非常に重要なインフラストラクチャーなんです。それをうまく機能させるためには司法制度改革が必要だということで、国のことですけれど、実は広報なんかをずいぶん県もやっているんです。そのときに、地元の弁護士会とか、裁判所長さんとか、最近では検事正とか、皆さんそれぞれ自分のところの解説をされるんですね。ところが、趣旨とか背景とか必要性とか意義の全貌がなかなか巷に伝わらない。巷ではどういう受け取り方になっているかということ、何か裁判員に引き出されるらしいとか、怖いとか、それから法科大学院が増えたというとらえ方とか、弁護士がどっと増えてレベルが下がるのではないかといったとらえ方です。そういう断片的なとらえ方がすごく多いですね。何故に今の司法制度改革というのは行われているかというのを絶えず全体をプレゼンテーションしていくということが必要なのではないかなと思います。

今年のはじめだったでしょうか。裁判所と検事、弁護士会はもちろんですが、私も出て全体で検討を行ったんです。そしたら、それに出ていた人が、全体を聞くとよくわかりましたと言うんですね。どうしても断片的な知識だと意義がわからないと。できれば弁護士会だけでなく、司法制度改革全体について。

(フット委員)

先ほどの高木委員の質問の拡大市民会議の目的は何なのかということと関連しますけれども、われわれ市民会議のメンバーは、ある程度法曹界に関与している人たちばかりで、全く知らない一般市民からの問題意識を聞くチャンスがあればありがたいと思いま

す。先ほどのコールセンターに電話をしてみるというのは、いい案だと思います。その関係で思いついたのは、弁護士を一人も知らない友人からこの前電話がかかってきて、ちょっと契約関係で問題があったので、私と相談したりした時のことです。彼はたまたま法テラスの新聞記事を見ていたので、すぐ電話したいと思ったようですが、2か月前のことでしたのでまだ開業していませんでした。彼のような人を念頭に置いて、そういう人から見て、何が問題なのか。法テラスに限らず、弁護士会への疑問点などについても、拡大市民会議に参加する人たちに聞くチャンスがあればありがたいと思います。

拡大市民会議に実際に参加するのはどういう人たちになるのでしょうか。

(谷事務次長)

特に決めているわけではありません。

(平山会長)

やはり呼びかける範囲というか、そういうものが大事になってくる。

(谷事務次長)

どういう広報媒体で、どういう人たちをターゲットにするか。

(平山会長)

生田室長は、広報室の視点から何かこうしたらいいというのはないですか。

(生田広報室室長)

広報手段としては、記者会見で発表して、あとは記者にこういう趣旨なので広報してほしいということをお願いするぐらいです。もう少し具体的にこういう分野の人たちに来てほしいということであれば、消費者組織などターゲットを絞って広報することになると思います。一般的な確保の仕方というのはそういうことだと思います。

(平山会長)

例えば、これまで4か月ありますでしょう。だからコールセンターにかけた経験のある方で、ぜひ参加してくれないかというような呼びかけをすれば、その中に、私もやりましたよとか、こういうのはだめでしたねというようなことを言ってくれる方がいると思うのです。そういうのが非常に大事だと思います。その方法を何か考えたらどうでしょうか。

(松永委員)

実際そういう人たちのアンケートがあるといいですよ。

(平山会長)

そうですね。

(宮本委員)

コールセンターに電話をした場合、やはり名前とか住所とか、全部聞き取られるわけですか。

(吉岡副会長)

今の仕組みではそうなっています。お住まいも例えば神奈川県だったら横浜市とか、市までです。

(宮本委員)

電話番号もですか。

(吉岡副会長)

名前とお住まいの県と市までです。なぜかという、その人のなるべく近いところの相談センターを紹介して差し上げようということから、県といっても広いですから、県だけじゃなくて、お住まいが何市なのかまで伺います。その地域のなるべく近い相談機関をという趣旨なんですね。ですから、谷事務次長、先ほどお話しがあった覆面でやるというよりも、やはり名前と住所を言わなければいけないので、そのあたりちょっと工夫してやらないといけませんね。全く匿名でのテストはちょっと難しいと思います。それはちょっと検討しないといけないと思います。

(宮本委員)

それは、プライバシー上どうなっていますか。例えばアンケートをするとか、そういうことはできるようなにはなるのですか。

(吉岡副会長)

ちょっとそこは検討しないといけないかもしれませんね。今は割と個人情報について厳しいですからね。アンケートをすることの同意を事前にとっておかないと難しい。

(宮本委員)

消費生活センターなどは公開できないですよ。

(生田広報室室長)

弁護士まで相談に来られた方に聞く形となるでしょうか。

(中川議長)

この問題は、私もちょっと前から申し上げているのですが、さっき高木委員がおっしゃったように、何が目的なのかという点がやや漠然としているんです。それで、PRという面も一つある。それは市民会議のやる仕事ではないなと。やっぱり利用者の立場でどういう問題があるかということ議論していくのが目的だと思うんですね。そうしますと、やはり少し情報が足りないですね。そういう面はあると思います。ですから、それはそれでわきまえた上でやるしかないと思うのですが。ただ、4か月ありますと、結構いろんな集約された情報というのは、向こうサイドから出てくると思いますね。

それとあと会長がちょっと言われたように、実際に利用された方が、フロアに2、3人いて頂ければ、これは非常に生きた情報として有益ですね。だから、そういう人を何としてでも2、3人来て頂いてやれば、何とかなるのではないかという感じがしております。

私も実は今行っている横浜試行の現場にたまたまおりました。そこではかけてきた人

の電話を横から盗聴できるようになっているんです。ですから、どういう相談をされているかというのを実際聞いていました。その方は、貸金か何かの相談なのですが、もう既に地区の区役所あたりに相談されて、困った上でこっちへ来ておられますね。ところが、こっち側はまた区役所に行ったらどうですかと、こんなやりとりになっているんですよ。最後は、わかりましたと言ってポンと電話を切られたんですね。そういうのもありまして、そのような方がもし来られているとしたら、何が問題かということもわかると思いますので、ぜひご出席頂くというようなことでやれば、その目的も自ずからはつきりしてくるのではないかという気がするんですね。

ですから、われわれはわれわれとしてやれる範囲で対応する。それから実際経験した人に出席して頂くということでどうかなと思うのですけど。

(片山委員)

呼びかけの対象に、ユーザーといってもなかなかあてがないでしょうから、潜在的ユーザーの近くにいる人をなるべく出てきてもらって聞いてもらえれば啓発になるんじゃないかなという気がするんですね。どんな人かというと、例えば最近のことでいいますと、消費者団体、これはサラ金だとか、クレサラ事件なんかでも相談を一時的に受ける人ですね。それが県の消費生活センターへ行ったらどうですかというアドバイスをするんです。そういうカテゴリの人とか、DV被害者支援をやっているシェルターなどが全国にありますので、そういったところ。これは非常に法的な問題では困るんですね。ですから、そういうシェルターを運営しているような人たち。それから、地域でいろんなよろず相談を受ける立場にある民生指導員とか、そういう人が比較的法テラスの潜在的ユーザーに近いと思いますので、そういう人に声をかけて集まってもらい聞いてもらって、地域に戻って法テラスがありますよということをきちんと説明できるようにすれば、法テラスの利用の拡大と支えになるのではないのでしょうか。

DV被害者支援の人たちは大変なんですよ。いろんな被害者をかかまったり、自立支援をしたりするんですけれども、あらゆるところで法的問題が出てくるんですね。ですから、鳥取県なんかは、その支援のための法曹を含んだサポート体制をある程度組んでいるんです。正直全国ではなかなかそういうことはなくて、孤立無援のところもあるんです。じゃあ弁護士の方にといいと、ちょっとシェルター運営では費用が出ませんので、法テラスにそういう人が必ず第一義的にアクセスできるというのは非常にありがたいと思います。

(松永委員)

法テラスそのものの存在を知らないということは、とても大きいと思いますね。今だに、振り込め詐欺が増えているわけですよ。あれこそ自分は法律に疎いが故に、ちょっと怖いと思ってすぐ振り込んでしまう。ああいうときこそ、事件を報道するときに、こういう相談場所がありますよ、こういうコールセンターがありますよ、そこにアクセ

スできるような記事をちゃんと載せてもらうような、もっとアプローチしてはいかがか
なと思います。テレビにしる、新聞にしる、ここ2、3年ずっと振り込め詐欺が言われ
ているのに、減らないというのは、減らす手立てが知られていないからだと思います。

(片山委員)

ひどいものです。我が家はちょっといろいろ事情があって、今年は町内会長をやっ
ているんです、高齢化してしまってなり手がないものですから。そうしますと、何が起
きるかという、みんな周りが高齢者なんです。独居老人が多いんですね。ハガキが
いっぱい来るんです。「何とか財務局」とか言って、「払わないと法的手段を執らざる
をえません」とか、そこだけ赤字で書いているんです。おばあちゃんが持ってきてくれ
るんです。まあひどいものです。聞いてはいましたけれど、こんな実態なのかと。みん
な怯えているわけです。どうしたらいいんだと。持ってきて下さいと言うのですが、町内
会長さんって法的にそんなに詳しい人ばかりじゃありませんから、困っているんですよ
ね。そうすると、例えば法テラスがありますよというようなことを、町内会長さんもそ
こだけは言えますからね。町内会長なんか法テラスの潜在ユーザーにごく近いところ
にいる人たちです。

(松永委員)

架空の「霞が関何丁目」という住所で、霞が関に入ってだけで、もう怯えてしまう。
これがまだ実態なんですよ。

(片山委員)

出納整理局とかいろいろおもしろいのがありますよ。収納局とか。

(松永委員)

それらしいですね。

(片山委員)

それらしいですよ。よくこんなこと考えられるなと思うんですけど。

(中川議長)

どうも大変貴重な意見をありがとうございました。これは根が深いですよ。奥が深
い。だから出席者の問題、目的、議題その他、もう一遍練って頂いて、次回もう一度議
論したほうがいいと思いますので、谷事務次長、よろしく申し上げます。

(高木委員)

議題の関係では、電話相談を受けている人はだいぶおられるわけです。例えば私の出
身の組織だと、相談ダイヤルで交替で相談を受けてもらっている。それはそういう採用
をやっているし、地方でもそれぞれ組合員から相談を受けている人たちもいる。知事
のおっしゃったようにそういう問題に非常に近い、ユーザーに近いところにいる人たち
に参加を呼びかけるべきだと思います。私どもの社会でこういうイメージの会議だと、だ
れを連れてきたらいいかなという、そういう人たちに声をかけるのが、片山委員がお

っしゃったユーザーに非常に近い方たちかなと思います。ただし、彼らもいろんな相談があって、中にはこの問題は弁護士さんのところへ、この問題は税理士さんのところへ、この問題はメンタルヘルスの先生のところへとか、みんな彼らも振るわけですね。だから多分相談を受けている人のほうがオペレーターの人たちよりはちょっとレベルが高いのではないかと思います。ともかく、この拡大市民会議のときにはそういう人たちをできたら連れてきたいと思っています。

(平山会長)

ぜひお願いしたいですね。

(井手委員)

あと、先ほど松永委員がおっしゃったように、マスコミの対応についてですが、例えば新聞なんかですと、社会面とかに常に載せるというのは、これはなかなか難しいんですけども、地域版は割と掲載されやすいんですね。そういうところに毎日とは言わないまでも、週3日ぐらいはコールセンターの番号を載せること、これは可能だと思うんです。それについてはもちろん私も帰ったら動いてみようと思いますけれども、日弁連のほうでも各社にそういうような形で働きかけをなさってみられるのもよいかもかもしれませんね。

(中川議長)

本当に貴重な意見をありがとうございました。それでは、今回はこの問題は一応終わりとし、次回に回すということに致します。

(2) 議題3 裁判員制度の守秘義務の範囲について

(中川議長)

恐れ入りますが、第3議題のほうを先にやらせて頂きます。

日弁連の裁判員制度実施本部に制度改革部会という部会がございまして、その部会から、今般当市民会議宛に守秘義務の問題につきまして意見を聞きたいというご依頼がまわっております。今日差し上げました資料82がそれにあたるわけでございますけれども、それを検討している西村健裁判員制度実施本部事務局次長にお越し頂いておりますので、その辺のご説明を先にお願ひできますでしょうか。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

弁護士の西村健といいます。日弁連裁判員制度実施本部の事務局次長をしています。

委員の皆様の中には、裁判員制度の生みの親である高木委員、制度設計に深く関わられた土屋委員がいらっしゃいますので、私のほうから説明するのもおかしな話かもしれません。ただ、裁判員制度の守秘義務の範囲について、いろんなところで、たとえば市民との会合などで疑問が出されています。その疑問として、守秘義務の範囲はどこまでかということなどがあり、日弁連の方でも検討していますので、その検討内容について説明をさせていただきます。裁判員制度を知る方が増えてくるにつれて、だんだん疑問が増

えていくのではないかなというふうに思います。そこで、この段階でいろいろ検討しておくことは重要と考えています。

裁判員制度の守秘義務は、立法段階の検討会でできた案の後、国会で一部修正が加わるなどして、その範囲については、前から議論がなされてきたところであります。

検討会の委員でもいらっしゃった裁判官の委員の方が書かれた本の中にも、この点について問題があるというか、いろんな関心を持たれていると書かれています。裁判員の皆さんに疑問とかが生じないようにするためには、守秘義務の範囲について、説明する際、できるだけわかりやすく、かつ明確にしておく必要があるのではないかとということも書かれています。

日弁連裁判員制度実施本部でも同じような問題意識を持っておりまして、この守秘義務の範囲につきましては、やはり一定の具体的な範囲というものにつきまして、何らかのことを示す必要があるのではないかと、そして、それをできるだけ早めに出していく必要があるのではないかとというふうに考えまして、今お手元にお配りしております資料 8 2 に書いてあります制度改革部会というところで、守秘義務の範囲について、法を前提にいろいろな考え方について議論を交わしてきました。ただ、いろいろ議論をしてはいるのですが、ここまでだったらいいのではないかと、あそこまでだったらいいのではないかという意見がある一方、他方、それはだめだ、これはだめだとか、いろんな議論がありまして、なかなか全体としてまとまらないのが実際のところであります。日弁連としては、この守秘義務の範囲について、この程度までいいのではないかとことをできればまとめていきたいとは思っているのですが、その前提として市民の方のご意見を聞いていく必要があるのではないかとお思いました。そして、その観点から最も適切な意見をお伺いできるのが市民会議の場だということになりまして、今日のこの資料を作らせて頂いたということになります。

各論に入っていきます。資料 8 2 にその守秘義務について考慮すべきこと、それから守秘義務につきまして具体的にどんな場合に問題があるかということが書かれています。守秘義務の基本的な条文は資料 8 2 - 2 に記載しております。幾つか条文があるのですが、一番基本となる条文が 7 0 条です。7 0 条では、「構成裁判官及び裁判員が行う評議並びに構成裁判官のみが行う評議であって裁判員の傍聴が許されたものの経過並びに裁判官及び裁判員の意見並びにその多少の数については、これを漏らしてはいけません。」となっておりまして、ここでは三つのことが漏らしてはいけなくなっています。

一つは、評議の経過であります。あと二つは、裁判官と裁判員の意見、裁判官と裁判員の意見の多少の数です。つまり、評議の経過、意見、多少の数の 3 つで、これらを評議の秘密として漏らしてはいけないというふうに書いてあります。

この 7 0 条の条文に基づく罰則が 7 9 条です。ここでは、「裁判員又は補充裁判員が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は五十万

円以下の罰金に処する。」とありまして、先ほど述べました評議の秘密と、その他職務上知り得た秘密を漏らしたときには、罰則に処せられるというふうになっています。つまり、さっき評議の秘密は三つあると申し上げましたが、その三つとそれにプラスして職務上知り得た秘密、この四つが漏らしてはいけないことになっております。

繰り返しますと、評議の経過、意見、多少の数、それから職務上知り得た秘密、これが罰則の対象になっているということです。ただ、罰則については裁判の途中と裁判が終わった後によって、多少の違いがあります。

これを前提に資料82をご覧頂きたいと思います。まず、「はじめに」のところが3ページまでありますが、国会の中で議論されていたのは、守秘義務につきましても、できるだけ限定されるべきだ、つまり、基本的にはしゃべってもかまわないという方向で考えていくべきではないかということでした。先ほど言いました幾つかの部分については、解釈上微妙な点が何点かあるかと思います。それにつきましても、できる限り広く、つまり広くというのは話してもいい方向として考えるべきではないかというふうに考えられます。なぜそのように考えるのかということ、この「はじめに」の部分に書かせて頂きました。このペーパーでは四つぐらいの視点から、守秘義務の範囲というのは限定的に解するべきだというふうに考えております。

1つ目は、経験を語ることの重要性です。2ページの下からですが、裁判員になって頂く方につきましても、その方たちがそれぞれ社会に帰って、裁判員としての経験などを広めていって頂く、このことが裁判員制度の一つの重要な役割かと思いますが、そういうことからすれば、語れる範囲が広い方がよいと思います。

2つ目は、運用検証の必要性であります。法律にも、裁判員制度を施行してから3年経過したときに、制度の運用の見直しを検討すべきだというふうになっております。この観点からすれば、制度について検証するに際し一番重要な意見というのは、実際に裁判員になった方々がどのように考えているかということです。この検証の必要性ということから考えれば、裁判員の方に率直にいろんな意見を言って頂くということが必要だと思います。この点については、場合によれば裁判所のほうが検証機関を設けて、裁判所が設ける機関については、守秘義務を解除するとか、そういう方策もあり得るかもしれません。しかし、裁判所内部だけではなくて、外からもいろいろな意見を言うていくためには、裁判員の方から可能な限りお話を聞きし、それを前提に意見を言うていくということが検証のためには必要だと思います。そういう観点から、守秘義務の範囲は狭く、できるだけしゃべれるようにというふうに考えられるのではないかと思います。

3つ目が、市民の皆様の負担軽減ということです。これは、いろんな会合などでも言われていることですが、この守秘義務というのは一生負わなければいけないものでありますが、終わった後一生負う必要があるのかというご意見などがあります。こういうことからしますと、市民の方の負担の軽減ということを考えれば、守秘義務は狭く、しゃ

べれる範囲を広くというふうな方向性で考えるべきではないかというふうに思われます。

それから4つ目は、刑罰法規の明確性ということです。ある事柄が処罰されるということであれば、処罰される範囲が明確でなければならないと思います。こういうことからしますと、先ほど述べました70条とか79条という条文はやや抽象的であり、かつ曖昧な部分があります。処罰されるかどうか分からないという不安部分がございますと、本来の刑罰法規のあり方として適切でないということになるかと思えます。こういう観点から、できる限り刑罰法規は謙抑的にし、かつその範囲を明確にするというためには、守秘義務の範囲もきちんと一定の範囲にとどめて、そしてその範囲を超えるところについては自由に話せるという方向性が望ましいのではないかというふうに考えたいと思います。

以上が基本的な考え方です。次の3ページから4ページにかけては、評議の秘密と職務上知り得た秘密と裁判官や裁判員の意見ということの三つに分けて、基本的な方向性から条文の解釈、考え方について一定の見方を示させてもらっています。1番目は、評議の秘密に関してです。これは先ほどの条文でもありましたが、評議の秘密の中には三つのことがあります。評議の経過とか裁判官、裁判員の意見、多少の数とこの三つを全体として評議の秘密といますが、この中で主に評議の経過がこの評議の秘密の中でどこまで入るかということがもっぱら問題になるかと思えます。この評議の秘密についての解釈であります、次のように考えられるべきではないかということでもあります。

評議の秘密のところでは二つほどご指摘させて頂いています。一つは、評議の秘密ですから、あくまで評議についての事項のみが守秘義務の範囲ということです。たとえば、評議にあてはまらない裁判官と裁判員の休憩中の話だとか、開廷の前の話とか、こういうものは含まれるべきではない。こういうことからしますと、評議というのはどこまで評議なのかというのが問題になるわけですが、少なくとも評議でない部分については、この守秘義務の対象外だというふうに考えられるということでもあります。

それから、評議の秘密を守るということになっていきますので、秘密に値するものでなければならないということでもあります。具体的にどこまで秘密かというのは、非常に難しいところでもあります。西山記者事件などでも、秘密というのは何なのかということが問題になっているところでもあります、少なくとも秘密というものは、ここに書いていますが、「非公知、公に知られていない事実で、実質的にもそれを秘密として保護に値するものと認められるもの」と定義されているようですので、まさに実質的に秘密として保護に値するようなものが重要であって、そうでないものについては秘密にあらず、守秘義務の範囲外だというふうに考えるべきだというものです。

2番目が4ページの真ん中ですが、評議の秘密以外に職務上知り得た秘密というものが罰則の対象になっています。この職務上知り得た秘密というものは何かということですが、秘密という意味では、評議の秘密と同じく実質的な保護に値するものが秘密という

ふうに考えるべきであります。ここでいう職務上というのは、裁判員の職務ということであり、裁判員になる前に知り得た事項、これは裁判員候補者については対象外になるのかならないのか、ここは必ずしも明確ではないのですが、少なくとも裁判員の職務として知り得た秘密ですので、裁判員候補者の段階での知り得たものについては、職務上知り得た秘密に該当しないと考えるべきと思われます。また、職務に関連したものでなければいけないので、裁判員の最中であっても裁判員の職務とは離れた事項については、守秘義務の対象外となります。具体的にどこまでかというのは、ちょっとここではまだ提示できていないのですが、そういう枠をはめるべきではないのかなというふうに考えております。

それから、3番目が裁判官や裁判員の意見であります。ここは評議において述べられた意見であって、具体的には何が意見にあたるかということが問題となります。例えば評議において認定すべき事実、つまり犯罪事実として何が罪にあたるかどうかということとして、認定すべきとして考えられた事実、あるいは刑、あるいは評議の進め方、こういうものは評議の意見に関する意見だろうと思いますが、仮に評議という場で発言されたものであっても、判断に至らないものであれば、この評議に関する意見にはあたらないというふうに考えられると思います。

以上を前提に、4ページから6ページにかけて事例を挙げておりますので、皆様の率直なご意見をお聞きしたいと考えております。1番から18番まで挙げておりますが、このすべてについてご意見頂くというのは時間難しいかもしれませんが、ざっと1番から18番まで、できれば目を通して頂いて。

(池田事務次長)

あらかじめ一応ご検討は頂いております。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

そうですか。目を通して頂いているのであれば、この中でどれでも結構ですから、私はこういうふうに思うということをお聞かせ頂ければ助かります。特に、2、5、9、11、14あたりについて、特にご意見を頂ければ幸いです。

(中川議長)

では、あまり限定的にするとあれだから、ご自由に皆さんの意見を何番からでもいいからお伺いするという事にしますか。特に今おっしゃった2、5、9、11、14。なぜこれが重要というか問題なんですか。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

例えば2番は、評議の進行について、裁判所が強引との印象を受けたということですが、これなどは、裁判官と裁判員の対等という観点からすれば、裁判官が評議においてどのような評議の進め方をしたかということが、裁判員制度が円滑に進行していくために重要な事柄だと思います。その観点から、裁判長が評議の過程で述べた意見とか、進

め方などが重要だと思うのですが、裁判官がどんな意見を述べたかということになると、守秘義務の範囲でだめだということになり、評議の経過もだめだとなるのですが、裁判長が強引との印象を受けたというのが、評議の経過にあたるのかどうか。あるいは、他方、感想を述べるのはかまわないというふうに言われておりまして、この裁判長が強引との印象を受けたというのは、裁判官と裁判員との対等性で評議の検証をするということでは、重要な一つのファクターというか検証材料になるのかなという意味から、また、守秘義務の範囲にあたるかどうか微妙だということで、例として挙げさせてもらいました。

14番は、評議の際の意見について、私は最初無罪だと思っていましたが、有罪と考える裁判官や裁判員の意見を聞くうちに、有罪の意見に変えましたというのですが、これは評議の経過でいろんな意見を聞いて、意見が変わっていくということはよくあり得ることであって、それがいい方向での評議の内容であればそれでいいかと思うのですが、ここに書いてあるものが、もし評議において、自分は無罪という意見を最初に言っていたが、後で有罪という意見を述べました。もしそういうふうに仮に言ったとすれば、これは自分の意見を述べたということになってしまって、守秘義務の範囲になるのですが、ただ、これが評議の場で述べたものそのものでなくて、自分の内心を仮に話しているとした場合には、評議の秘密に該当するかどうか。あるいは、評議における自分の意見を述べたことになるのか。このあたりがちょっと微妙なことになってくるかと思うんです。そのあたりが意見が分かれるのではないかということであげさせて頂きました。この五つだけじゃなくて、他のところでもかまいません。自由なご意見がいいかと思いません。例えば、一般的に私はこういうふうに考えるとか。

(宮本委員)

ちょっと感想を言わせて頂きます。一般市民が、こういう細かいことを ×つけるみたいなことはとてもじゃないですができません。私もいろいろ読みながら つけたり、×つけたり、いろいろ迷ってしまいましたから。今の話を聞いてから、また、これは本当にどう判断したらいいか悩んでいます。本当に難しい。とても一般市民にお願いできない。

(平山会長)

「はじめに」のところでお書きいたしております、出るのに過大の負担になるというふうに考える方向なのか、反対に守秘義務があることで出やすいというふうに考えるか、そのところを十分考えてもらうことが一番大事なという気が私はしているんですね。ですから、あまり厳しいと出にくいということになるのか。厳しくして頂いたほうが出やすいということになるのか。そのあたりはどうなんでしょうかね。

(片山委員)

私は、今、裁判員制度の世の中で受け止められている状況からしますと、今回疑わしきは罰せずのほうがいいと思いますね。皆さんいろいろと心配しているんですね。その

ときに、これとこれをしちやいけませんよという法律の構成要件に該当する明確なものを示して、これはいけませんよというのはいいと思うんですけども、何かしら漠然としており、何か言ったら罰則が適用されるのではないかというのでは、なり手がないと思う。なり手がないというか、みんな尻込みしちゃうと思うんですね。ですから、法律を読んで、明らかにこれは違法ですよ、罰則の適用になりますよということが明らかでなくてはならないと思う。これはいけませんけれども、そうでない、グレーゾーンというのは、今の状況に鑑みるとセーフにしないと、制度がスタートしないんじゃないかなという気がしますね。ここに掲げてある1から18までは、これは明らかに法律上の構成要件には該当していないという想定ですか。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

国会などでも場合によれば守秘義務の範囲にあるということみたいな例も掲げております。

(片山委員)

そういう専門家から見ても曖昧だという領域は、一般市民にとってはもう耐えられないことだと思うんですね。ということは、本当に違法なものは限定的に列挙するという仕組みでないといけないと思いますね。そうでないとみんな敬遠する。

(平山会長)

われわれとしては、この制度に参加しやすいようにするにはどうしたらいいかという観点で運動なんかを進めたほうがいいんじゃないかという気がしているんですけど、どうでしょうか。

(片山委員)

思います。出やすいようにしなければいけないと思いますね。今はみんな恐怖感を持っています。出やすいようにしてあげるには、あなたはこれとこれだけはしちやいけませんよと言って、だめなことだけわかりやすく言ってあげた方がいいですね。

(平山会長)

だから西村さん、この中でこれとこれとこれはだめだというようなことにするようにわれわれはしていかないといけないですね。法律家ですとこの1から18まで検討できるかもしれないけれど。

(片山委員)

おそらくそれがそうしないと、とにかく何にも言っちゃいけない、こうなると思うんですね。そうしますと、今回の司法制度改革で市民と司法との間を結びといいますか、その司法制度改革の趣旨が殺されてしまうと思うんですね。貝のように何にも言わない。だけどやっぱり言いますよね、感想はね。酒飲んだら言いますよね。

(平山会長)

まあ、ここだけの話として。

(片山委員)

酒も飲めないですよ、自分が怖くて。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

そういう意味で、弁護士会が何かできればと思っています。良い方向なのか、悪い方向なのか、どちらかでも例が示せばなと思っていますのですが、その際にこれはだめということを挙げたほうがいいのか、これはOKというふうにしたほうがいいのか、どちらをつくったほうが良いでしょうか。

(松永委員)

だめというネガティブな最小限度の記載をした方がいいと思います。これはOKと言えることのほうが曖昧なことが多すぎますよね。ブログには出してはいけないとか。ブログにいったん出てしまうとあらゆる人がアクセスできるということですから。だから、それは絶対だめというレベルを明確に最小限記載して、守秘義務であることを徹底していくといいのではないかと思います。

(宮本委員)

しゃべってもだめなんでしょう。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

ええ、そうです。

(松永委員)

もちろんそうなんですけど、これはしゃべってもOKですということって、そんなにないですよ。感想はOKとも言えませんし。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

さっきの裁判長のこれが感想なのか、評議の経過なのかというところがやや曖昧です。

(片山委員)

私は、専門家から見て曖昧なものはセーフにしないといけないと思います。専門家が見てクロというのだけをネガティブリストで最小限つくるというか。そうすると、これだけ守ればいいんだということになると安心です。

(フット委員)

もっとも専門家は裁判官であれば明らかにだめだという意見なのかもしれませんけれども、弁護士会の専門家は、グレーゾーンと言うかもしれませんので。

(片山委員)

だから究極は裁判になったときに裁判所でクロとなるというのを挙げる。

(土屋委員)

私は日弁連で一番大事なのは、摘発をするなということを使うことなんだと思うんです。守秘義務違反の摘発をするなと。つまり、ここに挙がっているケースというのは明らかに守秘義務違反になると思われる部分もあれば、全く問題にならないだろうと思

うケースもあるし、大半がグレーゾーンなんですね。問題はそれが守秘義務違反というものにあたるかどうかという議論をすることではなくて、守秘義務違反だということで検察庁がその人を逮捕したり、取り調べたり、そういうことをしないように働きかけることだと思うんですよ。検討会のときに僕が質問をしたんですが、実際に検察審査会の審査員をやっている人で、守秘義務違反で摘発された事例がありますかという質問を出していますけれども、最高裁に記録がある限り、過去50年間にわたって検察審査会で1人もいないんですよ。実際にちょっとまずいケースがあって、取調べを受けるような状況に至ったケースがなかったわけではないんですけども、でもそれは立件されなかったんです。起訴もされなかったんですね。1件もないんです。だから日本人というのはおそらく秘密を守る意識って非常に強いんだと思うんです。それは過去50年の検察審査会の経験でわかっていることであると思うんです。公正な裁判をやるというのが第一目的ですから、そのために自分たちが守らなければならないことは何なのかということを、分かっている。そうすると、その目的を実現していくためには、やっぱりきちんと市民が参加しやすい状況をつくる、そういうことこそが大事だと思います。それには警察による取り調べだとか、検察庁による取調べだとか、そういうことが極力起きないように、まず監視すること、それが大事だと思うんです。それで、限界事例、グレーゾーンを摘発するみたいな発想にするのではなくて、片山知事が言われたみたいに、グレーゾーンというのは素人にとって判断が難しいところなんだから、相当問題があるケースだけを考えるという方向に行くのが正しいのではないかなと、前から思っていたんですね。

もともとこの法律は非常にわかりにくくて、素人はおそらくこれはわからないと思う。非常に迷うと思うんですね。だから、そういうことが起きないように、まず日弁連からブレーキをかけて、ぜひそのことをやってほしいと思います。

(高木委員)

この資料には、現時点では政府から云々と書いてありますが、守秘義務に関するガイドライン等が出てくる可能性があるんですか。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

ちょっとまだその辺の情報は得ておりません。

(高木委員)

司法制度改革審議会、司法制度改革推進本部の裁判員制度・刑事検討会、2か所で行う議論されましたよね。その中で当然この辺の議論を何度かしていたんじゃないかなと思います。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

抽象的に検討会ではこの条文をどうするかということについて議論が出て、例えばあなたが述べたかちょっと忘れましたが、守秘義務に関して裁判員を辞めた後に一定期間

経過後は自由にしゃべってもいいんじゃないかという意見とか、あるいはこの中で裁判員の意見を述べてはいけないとあるけれども、他の人が何をしゃべったかということはしゃべってはいけないかもしれないけれども、自分自身が評議の場でこういう意見を述べたということについてはしゃべってもいいんじゃないかとか意見が出ました。

そういうような立法に何を盛り込むかということについては、検討会で議論が出ました。たとえば、守秘義務の期間制限という案があるが、それでは、5年後がいいのか、10年後がいいのか、20年後がいいのかわからないし、場合によっては20年経っても絶対しゃべってはいけないことがあるはずだと、そういうことになって、期間制限を法律上明示するのは難しいだろうというのが大勢で、その結果、期限制限されない案となりました。

それから自分の意見にしても、自分の意見を述べるのはいいとなると、銘々ばらばらに全員が自分の意見を述べたら、結局評議の意見が全部わかってしまうということで、これは本来一つの裁判体として意見を述べているのに、ばらばらのことを言い出したら困るということで、それも言うてはならないということとなりました。

そのような内容が検討会の議論でして、それを踏まえてできた条文がこれです。この条文に関する解釈について、国会で何人かの議員の先生方が質問をされて、そして推進本部の山崎事務局長がそれに対する回答という形で、これはいい、あれはだめだということはおっしゃっています。しかし、ここに挙げさせてもらったものは、そこで議論されていないものあるいは国会で出た意見のうち、山崎事務局長がいいと言った意見、悪いと言った意見の中でも、どっちなのかわかりにくいというものを挙げております。ですので、ある程度の抽象的な意見は出ているのですが、それ以上突っ込んでどこまでがいいのか、悪いのかというのは未だ明らかにされていないということになると思います。

(高木委員)

だから、皆さんがおっしゃるようにわかりにくいものは守れない。ただわかりやすく、何十もあつたらかなわないわけです。この事例18は私も悩んでしまって。

(松永委員)

だから小学校の先生が言ったのは だけど、何々小学校と固有名詞が入ったらだめだなとか、いろいろありますね。

(高木委員)

だから何々会社の営業課長さん、これは多分だめなのでしょう。要するに個人が特定できたらだめ。

(松永委員)

ということですよ。

(高木委員)

小学校の先生というのは、五万といるわけだから。まあいいんじゃないかとか。だけ

ど、文学部の教授がいたと、これはどうもあんばいが悪いなど。

(中川議長)

これについて私はこう思っているんですね。法律の問題としてとらえますと、どこまでいってもこれは解決ができない。もう無理だと思っただけですね。何かというと、やはりさっき土屋さんも少しおっしゃった国民の健全な常識だと思うんですよ。落ち着かせるところは。健全な常識とは何かという問題もまたありますけれども、しかし、それは大半の人が考えてこの辺じゃないかというものをやはり形成していくのが一番いいのだと思います。法律の解釈で、あれはどうだ、こうだとやりだすと、それはもう収拾がつかない。そのときに、常識を定着させる方法というのはいろいろあると思いますけれども、やっぱりバランスの問題ですね。つまり、守秘義務がなぜ必要なのかということをやっぱり十分に知らなきゃいけないと思います。その上でどこまでかというのを考える必要があるわけです。じゃあ守秘義務が守られなければ、どういう事態の発生が考えられるか。非常にまずいことがいっぱいありますよと。これもやっぱり片一方で十分言う必要があると思っただけですね。だから、そういうまずいことが起こらないように。この辺で線を引くべきじゃないかという常識を作っていく必要がある。

だから、私は日弁連に文句を言おうという気は全然ないんですけども、この方向性をそっちへ定めることについては私も賛成なんですけれども、もう一步、守秘義務の重要性、それは具体的にはどういうことが起こるのかということをやっぱり国民の皆さんに十分説明をして、そういうことが起こらないようにする。そこでもう線を引いてしまう。それ以上のことについては大いに話してくださいと。ただ、それによりまずいことが起こるのは困りますから、守秘義務違反になる具体例はこういうことなんですということを示す啓蒙の仕方が一番いいのではないかと。この法律を適用しますと、これはわからないです。

(高木委員)

土屋委員が言われていた検察審査会ではほとんどそういうトラブルがないですね。

(中川議長)

常識をどう作るというセンスが必要ないんじゃないですかね。コンセンサスというか。

(松永委員)

海外の先行事例みたいなのはどうなっているのでしょうか。

(フット委員)

まちまちです。アメリカとイギリスとは、私の知る限りでは、イギリスは非常に厳しい義務が課せられていますけれども、アメリカの場合は結局のところ個人の判断に任せている。ですから、実際に陪審員になった人たちで、しゃべっている人もいれば、全くしゃべらない人もいますけれども、確かに60年代、70年代まではほとんど問題なく、常識的な行動パターンができていました。ここでは家族、知人、友人とマスコミとでは、

かなりレベルが違うような気がします。70年代までのアメリカにおいてはマスコミは陪審員にあまりアプローチしていませんでした。しかし、アメリカは家族、友人などにしゃべるのは、それは当然です。もっとも具体的に証人に関してはこうだったなどというような話はしませんけれども、感想プラス最初は無罪だと思ったけれども、だんだんだんだんやっぱり有罪になったという他の人の意見など、そういうような話は当然に出ます。そもそも日本で裁判員制度を導入する理由の一つは、司法制度を一般市民に知ってもらうということですので、何もしゃべってはいけないということになりますと、結局は何のためにやっているのかということになります。結局、一般市民、経験した人以外に意見が伝わることは一切ないことになります。ですから、特に感想で、裁判長は強引だったとか、そういうようなことは、ぜひ話して頂きたいと思いますが。

ですから、私は項目の1から4まではOKで、5からは、大体証人ですとか、あるいは裁判員の中にはこういう意見の人がいたなどというのは、私から見ると×です。ですが、何よりも出やすいという観点から考えれば、家族、友人、知人とマスコミと分けて考えたほうが良いと思います。むしろ、マスコミにしゃべっちゃいけないということになれば、出やすくなります。はっきりしたルールがあれば。ですから先ほど話がでた14番については感想ですが、アメリカのマスコミは一人ひとりに対して、最初はどうだったかというのを聞いて、一人でも二人でもしゃべってしまいますと、他の人たちもしゃべらなければいけないような雰囲気が出てきます。そして、マスコミは一人ひとりにあたってみて、最初はどういう意見だったのかなどということ聞いていき、やはり最終的には全員の最初の意見がわかることとなります。ですから先ほど土屋委員がおっしゃったように、まず摘発の運用、そしてマスコミによる自粛といいますか、両方が非常に重要なのではないかと思いますけれども、法律でこれ以上具体的に定めていくのは大変難しいものだと思います。

(井手副議長)

現実にマスコミが各裁判員の意見がどうであったか、何対何で有罪になったか、または無罪になったかということを取材するような局面があると言われると、おそらくそうそうはないと思うんです。制度を点検するために聞きたいということは当然あると思うんです。それは具体的事例というのではなくて、もう少しぼやっとした形です。ただ、先ほど検察審査会の話が出ましたけれど、実はこれは私のところでもう20年近く前になりますけれども、検察審査会のメンバーに個別に取材をかけたことがあります。それは記事にもなっているんですけども、それは甲山事件ですけれども、あれで起訴相当だったか、どちらかの結論を出したときに、再捜査できるきっかけになった検察審査会の議決、これが一体どういう形で出来上がったのかというのを何人かの検察審査会の委員に聞いているんです。それが後に問題になったという話は聞いておりませんが、やはりそのときに浮かび上がったのは、検察側から示された証拠というものがか

なり一方的といいますか、要する「にこれは起訴しなければいけないよね」という判決に傾くようなものが出てきたんだよということでした。もし弁護側が言っているようなことがあったら、そのときはどうだったのかなみたいな話だったと思いますけれど。これはまた記事は差し上げます。そういうこともございます。このようなよほどの不幸なケースを別とすれば、通常はマスコミのほうも一応健全な常識は持っているはずですので、あえて裁判員を罪人におとしめるような常識のない人たちはいないんじゃないかと思えます。

(高木委員)

条文という意味ではなんか分かりやすくインターコミュニケーションしてあげないと。

(井手副議長)

絶対にこれはだめだよというところだけを挙げてしまうと、多分皆さんがすべてしゃべらなくなるんだろうと思うんですね。これだけはだめだよ、でもこれはいいんだよというところがないと。私は、この辺はセーフだよというところがないとだめなのかなという意見なのですが。

(宮本委員)

このケースでは、この陪審員が選ばれたということは公表されるのですか。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

しません。

(宮本委員)

顔だけですね。傍聴に行ったときには。実際にはわかりますけれども、あの人かどの人か、特定することはなかなかないですか。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

弁護人は名前を知ることができるのですが、それを漏らしてはいけないということになっています。ですから、法廷に行って、後をついていくということがなければ、わからない。多分後をついていくのは、実際上困難だろうと思います。そういうことについては裁判所も配慮するだろうと思います。

(井手副議長)

法廷内撮影のことまでは議論されたんでしょうか。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

まだ議論しておりません。ないのではないかと思うのですが。アメリカでもテレビに陪審員の方は映していませんよね。

(フット委員)

それも州によって違います。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

州によって違いますか。

(松永委員)

私は、やはりネガティブリストを出したほうがいいんじゃないかと思います。人って、しゃべりたくなるんです。特に有名人だとかが出てくれば、ますますしゃべりたくなるので、これは話してもいいよと言えることがあるのかなとむしろ思います。そうじゃなくて、これは絶対だめだということをきちんと明解に出して行って、そのときにもちろん守秘義務があるのですが、やはり最終的には弁護士とかマスコミとか、そういう職業倫理に訴えないと、普通の人はやっぱりちょっとしゃべりたくなるだろうなという気がします。そこが前提かなという気がいたします。だから、お医者さんだとか、弁護士とか、マスコミという職業の人はしゃべってはいけないというのは、職業倫理として植え付けていくべきです。それで、それを破ったら職業も剥奪されるというようにものすごく厳しいものだという気がしますよね。

(中川議長)

ですから、さっきもちょっと言いましたが、なぜ守秘義務が必要なのか。それが漏らされると、例えば変な暴力団事件でその情報が漏れて、あの人とあの人がどうも有罪にあるというようなことがわかるとか、そういうことになると大変なことになりますよね。ですから、それは大変だなということを国民がわかり、守秘義務の必要性がわかること、ここが原点だと僕は思うんです。そうすると、どの辺まで守るべきかという常識が生まれてくるのではないかと思います。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

私の資料では、必要性ということについて何も書いていません。ただ、国会で山崎事務局長が、守秘義務の必要性を述べていることが三つぐらいあります。一つは、他人のプライバシー保護。裁判でいろいろなプライバシーが出るので、それを保護する必要があると。それから裁判の公正さや裁判への信頼の確保。いろいろなものが出てきたら、裁判が公正に行われたことに対する疑念が出てくる。あるいは裁判の信頼が確保されないということで、裁判の公正性や、裁判への信頼の確保が2番目の理由です。3番目が評議における自由な意見表明の保障です。プライバシー保護と裁判の信頼の確保、それから評議における自由な意見表明の保障という三つが言われています。3番目については、例えば、もし西村が皆さんがここで言っていたことを外でしゃべるようだったら、皆さんが自由な意見を述べられないという意味です。

この理由は抽象的にはわかるのですが、例えば裁判の公正さ、裁判の信頼の確保ということから守秘義務があるということになっているのですが、逆に裁判の評議でこういう経緯が出たということがオープンになる方が、ある意味では裁判がきちんと行われたということの証にもなるという考えもあります。そこで、同じ裁判の公正さ、裁判への信頼の確保という抽象的なものがあつたとして、だからしゃべるべきだと考えるか、あるいはしゃべるべきでないとするのか、意見が分かれてくる可能性があると思います。

外国の法制は、アメリカではむしろオープンで、イギリスでは厳しいとなっています。同じ理念はあるのに、その具体的な中味が違ってきているのかなと思います。

(中川議長)

でも、そういう抽象的な言葉ではわからないのです。ですから、そこを噛み砕いて、具体的なケースを用いて、こういう場合は困るでしょうということを示すようなことができればと思うんですけどね。

(片山委員)

中川議長が言われた守秘義務は何のためにあるのか。守秘義務のミッション、非常に重要だと思うんです。先ほど西村事務局次長が言われた三つの点、自由な発言を保障するということの延長線上で、裁判員を守るということが必要だと思うんですよね。さっき暴力団の話が出ましたけれど、それはもちろんなんですが、最近、松永委員が言われたブログがかなりひどいんですね。非常に私は気になってはいますが、非常に不寛容なブログがものすごく横行しているんですね。激越な個人攻撃がネットに出てくるんですよ。一般の人は耐えられないですね。政治家でも耐えられない人がいますよ。執拗に追及して、だれがどう言ったか、ネットに掲載するんですね。ひどい書き方をします。ですから、例えばさっきの大学の先生が言ったぐらいならわかりませんが、例えば何々大学の先生が言ったというのを特定することは可能なんですね。企業だったらすぐにわかってしまいます。というのは、あの人は裁判員になったなんていうのは話題になりますから。それと、秘密漏洩と結びつけると、個人攻撃は簡単にできるわけです。だから、項目別に、どこまで言ったらいいのか、いけないのかというのを一般常識で判断するといっても、難しいと思いますけどね。

私がちょっと気になってはいますが、今までと異なるのはネット社会になって、匿名で非常に人格を否定するような内容の記事が載る。よく気をつけておかなければいけない。今までは暴力団のお礼参りというかいったタイプがありましたけれども、それとは全く違ったタイプの暴力がかなり横行している。それは知っておかなければいけない。

(高木委員)

参考になるかどうかわかりませんが、4月から労働審判制度が始まっています、この労働審判員に労使推薦の審判員の守秘義務がございます。今私どものまわりの者も労働審判員になり、具体的な事件にあたっています。感想ぐらい聞いていいのかなと思ったり、それもちょうとあんばいが悪いのかなと思ったり、でも夕ご飯なんか一緒に食べているときにどうだったと聞くと、それもいいやら悪いやら。感想みたいなことはちょっと言いますが、これも今彼らに何の目的で守秘義務がかかっているのかという点を吟味してみる必要があると思います。手続に司法試験手続みたいなものが入っていたりということもあるので、プライバシーの問題等、その辺もかかわっているかもしれないですが、労働事件で、やれ解雇の理由がどうだこうだという世界ですから、刑事

罰が課されるという話とはまたちょっと違う点もあるのかもしれませんが。じゃあ労働審判制の場合は、守秘義務がなぜかかっているのか。その守秘義務の限界は。私は、一番大きいのはプライバシーじゃないかなと思います。比較対照になるかどうか分かりませんが、既に開始から5か月ですから。労働関係ご担当の弁護士の皆さんは、代理人でかなりついておられますから、代理人の立場で聞くのがいいかどうかはよくわかりませんが。

(中川議長)

それから、もう一つ私が気になっているのは、タイムファクターが、この法律の中には全然入っていない点です。ただ、人間の常識として、時間の経過というのはやはり考えなければいけないわけです。裁判が行われている段階と、それからもう刑が確定している段階、それからもう刑が終わってしまった段階ではずいぶん違うような気がするんですね。記憶の問題もありますし、周りの人の受け止め方も違いますね。ですから、そういうタイムファクターを全然考えずに、同じように一律に取り扱わなければならないというのは何か常識ではちょっと納得しがたい点がありますね。そうかといって、法律がそうなっていますからどうしようもないのですが、何かそのところを少しどういふふうにすればいいんでしょうかね。だんだんやっぱり緩めていくというのが、一般常識にはあっているような気もするのですが、なんかそういうことを考える必要もあるような気がします。裁判が行われている段階ではそれはかなり厳しくてもいいと思います。これは短期という前提ですけれどもね。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

そういうご意見も検討会の際には出ていました。

(中川議長)

そうですね。

(片山委員)

ドキュメント50年ですかね。

(中川議長)

刑期が終わって、もう出てきて更生している人のことを考えるとどうなんですかね。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

実際はある程度経つと摘発されることはないのではないかと思います。しかし、基準がありませんので、この時期から大丈夫だということについてははっきりわからず、不安は不安だろうと思います。

(高木委員)

時効の関係はどういう扱いになるのですか。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

時効はないのです。一生しゃべってはいけない。だから公訴時効で言えば、しゃべっ

たときから公訴時効が始まると思います。

(高木委員)

一生しゃべってはいけないのか。

(中川議長)

そんな大きな問題とも思えない。

(高木委員)

墓場まで持っていく。しかし、しゃべってしまったと。さっきの訴追摘発ではお咎めしなしてしたが。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

しゃべってから5年か7年か、ちょっとははっきりわかりませんが、その間何もなければお咎めなしとなります。

(高木委員)

6か月以下ですよ。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

懲役刑は6か月以下です。ですから、公訴時効はもっと短いかも知れません。

(明賀事務総長)

法務省の人と話してしましたら、摘発の問題については、よっぽどのことでないと摘発はしないと言うんですね。例えばマスコミに金で売るだとかというようなことじゃないと摘発はしない。ただ、大きく網をかぶせるというか、どういう場合でも対応できるようにするというのが法務省の発想なんですね。しかし、この市民会議での話を伺いますと、むしろそういう網をかぶせるんじゃなくて、安心感を与えることのほうが大事だということですね。摘発は極端な例でしかないということは一一致するけれど、かなりアプローチが違うなということをお話を聞いていて感じますし、そういうことのほうが大事だなということは感じますね。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

裁判所や法務省の各地の講演を聞いていても、常識的に判断すれば大丈夫ですよというふうに言っており、安心感を与えるような方法でそれぞれ述べていらっしゃるので、その方向で考えていかなければいけないとは思っております。ただ、それでもなおかつ曖昧なことが残るのでやはり不安が残るということです。

(井手委員)

以前私は、もう退官なさったけれど、刑事裁判官出身のある裁判所長の話が彼が現役だったとき聞いたのですが、非常に難しい事件があって、本当に有罪か無罪かわからなくなってしまう、夜空を向いて亡くなった被害者に向かって呼びかけたという話をしてくれたことがあるんです。それはどの裁判所時代のことだったかというのは言っているので多分調べればわかります。しかし、おそらくこれはセーフなんでしょう。そういう

ような事例もご紹介したらいいのかと思いましたけれど。

(中川議長)

あまり弁護士会が焚きつけないことが大切。大変だ、大変だというのではなくて、皆さん常識で判断すれば大丈夫ですよと。

(平山会長)

大丈夫という方向でいかないとだめですね。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

弁護士会の方も大丈夫だという方向でやりたいと思うのですが、こういう問題提起をすると、逆に市民の方が不安になったりしますよね。

(中川議長)

あまりそういう法律的な問題提起をするのではなくて、皆さんの健全な常識にお任せしますという方向にするべきだと思いますけどね。

(片山委員)

皇室と接触すると、陛下がおっしゃったことは報道しないようにしてくださいというお願いが必ずあるんですね。でもみなさん結構しゃべっているんです。それはもう各人の常識でしゃべっているんですね。それが実は皇室、天皇が国民統合の象徴として国民から支えられる一つの基盤になっているんですね。じゃあしゃべりすぎたり、とんでもないことを言った人がいるかということ、まずいないんですね。だからその辺は健全な常識があるのかなという気はしますけどね。一切何にも言わないということと変だと思うんですよ。陛下とはしゃべりませんとなる。それと同じような期待論でもあるのかなという気がしますけどね。実はネガティブリストも何もいないんですよ。その分野ではみんな常識でやっているんですよ。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

作らないほうがいいのでしょうか。

(片山委員)

こういう問題を実は専門家が議論しているとなると、すごく不安になると思います。本当にそうですよ。何かしゃべったら捕まるのかなと思う。多分この裁判員制度に守秘義務があって、違反したら懲役6か月とか1年とか罰則があるというのはみんな知りませんから。むしろ今の不安は、刑事事件の裁判に引き出されて、自分が死刑だとかそういう非常にクリティカルな局面に登場せざるを得ないことです。このことに対して不安がある。みんなそれを言うんですよ。それに対して、私は、社会を守る、治安を守る、犯罪を予防するという意味では、やはりこのような刑事判断についてはきちんと罰することが必要であり、この判断に参加する必要があると思います。それを今までは専門家の裁判官とか検事とか、法曹の皆さんが引き受けてやっていたのを、やはり社会のみんなが参画し、一翼を担わなければいけませんよというような説得の仕方、PRの仕方が

必要だと思います。それとは別に、何かしゃべったら刑罰があるという話が蔓延したら、もちろん法律だからみんな知っていなければいけないんですけど、ものすごく不安になると思いますね。多分みんな尻込みしていやだとなと思う。だから、ひどいのは別にしてよほどのことでない限り、安心なんですよと伝える必要がある。

(高木委員)

裁判員で出てこられた人で、インストラクションを受けられて、今知事がおっしゃった、しゃべったらいけませんということはちゃんと教えられるでしょうか。

(片山委員)

でしょうね。

だからそのときは、不安に陥らないような常識でやればいいんだなというネガティブリストのようなものがあれば安心。

(高木委員)

だから行きはよいよい、帰りは怖いで。

(宮本委員)

だから友人、知人、家族とマスコミと分ければいいのではないのでしょうか。一般大衆、不特定多数とマスコミ、あとは例えば自分の関係者。分ければ常識的かなという気がするのですが。

(フット委員)

もっともブログの時代ですので、家族、友達に軽くしゃべったことが、一時間以内に全世界に広まっていることもありますので。アメリカで、マスコミもずっとフォローしていた重大な事件で、最後に裁判官は陪審員に説明しました。新聞記者は多分後から意見などを聞くのではないかと思います。裁判官のアドバイスとしては、それをお答えするのは自由ですけども、応じないほうがいいということだけでした。アメリカの制度ではそういうような場合、一人でもしゃべってしまいますと、他の人も次から次へとしゃべるはめになります。あるいは確かに自由に意見が述べるような環境を作るためには、守秘義務は重要であるということでしたが、裁判官は応じないほうがいいという程度だけをアドバイスしていました。おそらく日本の場合は、こういう法律ができています。以上、裁判官はそういうようなアドバイスはできません。ですから、裁判官として裁判員に対して最後にどういうアドバイスをするのかというのは重要な問題になってくると思います。

(高木委員)

家族とかマスコミを分けるなんていう発想はおそらく日本ではだめだと思います。

(生田広報室室長)

ちなみに日弁連のホームページで裁判員のページに載せているQ & Aでは、裁判員の職務を果たす上で知ったことを家族や友人に話してもよいのですかという質問項目に対

して回答は、「評議の秘密や、評議以外の職務上知り得た秘密について、守秘義務を負っており、これらを外部に漏らしてはなりません。したがって、評議の秘密や、その他の守秘義務の対象となる秘密を家族や友人に話すことはできません。もっとも、裁判員の任務を果たした一般的な感想などを話すことは守秘義務に触れるものではありませんので、可能と考えられます。」となっています。

(土屋委員)

具体的に限定してしまう四つの範囲、それを強調するのが一番いいんだと思うんですね。評議の中身について、経過と他の人の意見、何対何の判決だったかということと、この裁判でなければ知らなかったようなプライバシーみたいなそういう真実です。その四つだけですというので僕はいいいのではないかと思うんです。

限界事例とか何とかとするとややこしくなる。この法律がわかりにくいのは、その範囲が明確でないからだと思うんですよ。どこまで射程距離があるのかよくわからない。僕は検討会の席で、それを限定する必要があるということを述べました。範囲を絞るということ、それから時間的にも時効みたいな考え方を置くこと。時効は、10年ぐらいで切ったらいいんじゃないか。それから現職と元職とを分けるというようなことは、検討会で言ってきましたが、なかなか採用されませんでした。そういう意味での具体的な明確さを作ることなんだと思いますよ。そのためにはシンプルであるべきだと思います。四つなら四つでいいのだと思います。あとはいいですと言ってしまったほうがいいんだと思います。いいという部分についてはグレーゾーンなんだから、そこは摘発するなというふうにやって頂きたい。そこは問題になりません、刑事事件になりませんよということであれば、皆さん安心する。四つだけでいいじゃないですかと、私は思っています。

(井手副議長)

その他の職務上知り得た秘密の範囲というとなかなか難しい。

(土屋委員)

実は私もそれも検討会のときに意見書の中に書いたんです。それは裁判員の皆さんが解散するときに、この点だけは言わないようにしようねと約束した項目だけを守ればいいじゃないですかということです。つまり、あの人は法律上の届出では実の子どもみたいになっているけれど、実際はそうじゃないよというような話とかは事件になればわかる。そんなことは外部に言うべきではないので、例えばそういうふうに限定して、これだけは言わない約束だよ、守ろうよという範囲を決め、それを守ればいいんじゃないか。そういう意味での明確化することが必要だというふうに言ったのですが、採用されませんでした。

(宮本委員)

事例に即して言いますと、経過のところと、職務上知り得た秘密というところで、例えば事例を提示して頂いた2番などは、素人では「裁判長が強引との印象を受けた」と。

これは感想で、後から感想はいいとおっしゃいましたけれども、素人にはこれは経過になるのかな。すべてが職務上知り得たことに引っかけられるわけでしょう。裁判員にならなかったら、何も知らないわけだから。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

ここはすべての職務上知り得た秘密にはなる可能性があります。つまり、裁判員でなければ、裁判長がどのような評議を行っているかわからないから、職務上知り得た秘密となる可能性があります。しかし、最初の解釈のところでちょっと書きましたように、実質的に守るべきものかどうかというところで判断すべきです。裁判長が強引との印象を受けたというのは、知り得た秘密にあたる可能性はありますが、こんなことは守るべき秘密なのだろうかと思うんですが。

(宮本委員)

でも、裁判長に対して批判的な意見ですよ。やっぱりそれは。素人の考えだとそういうことは言っちゃいけないのかなと。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

言い返して申し訳ありませんが、逆にあの裁判長がみんなの意見を非常によく聞いてくれたというのであればいかがですか。

(宮本委員)

それなら。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

今のような議論が、推進本部でも出ていました。裁判長がいいという方向はいいけれども、悪いという方向はだめだという議論が出ている。この2つのどこが違うのかなと思います。そこで、私はこの程度であれば、実質的に守るべきものではないのではないかなと思ったりもするのですが、そのあたりの食い違いがあります。

(宮本委員)

次の4番の裁判員同士で意見の食い違いがあったという点、これも経過になるのかなと。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

ここはちょっと微妙ですね。

(宮本委員)

全部わからない。はっきりわかっているのはわずか。3分の1ぐらい。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

これもある意味では経過ですが、通常意見の食い違いというのはあるのが普通ですね。ないほうがちょっとおかしいと思うので、今日でも意見の食い違いがありますけれど、これは普通の評議で当然あり得ることだと思えます。確かに実際の評議であつたらうけれども、一般的にあり得ることなので、これぐらいだつたらいいんじゃないかなと思

ったりもします。

(高木委員)

これは の評議が難航したということ。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

まあ、そうかもしれませんね。

(中川議長)

それでは、これだけ出して頂きましたので、アンケートでもないですが、順番に、詳しく述べる時間ありませんので、これはだめだと思う人だけ、ちょっと手を挙げて頂けますか。

1番、これは具合が悪いとか、お考えの方いらっしゃいますか。いらっしゃらない。2番、3、4、5、5は私もちょっとまずいと思います。6、6は私もちょっとまずいと思います。7、7は私はちょっとまずいと思います。8、9、9は二人ですか。10、10はいらっしゃらない。11、11はいらっしゃらない。12、13、14、15、16、17、18。という感じです。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

わかりました。ありがとうございました。微妙というかなりだめなのが、大体5、6、7、8と16、18ぐらいですかね。

(中川議長)

これもやっぱり時間の経過の問題が多少あると思うんだけど。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

例えば5番については、なぜこれが問題ないと考えるのかということ、証人Aというのは法廷に出てきているので、だれが証人に出てきたかというのは公になっている。かつ重要な証人であるかどうかというのは、法廷を見ているとすぐわかることなんです。そこで、その信用性が最大の争点になるだろうということも、法廷の進行を見たら明らかなんです。その上で、裁判長が裁判官の意見を聞くということも、これもまず当然のこととして、そこで意見の食い違いがあったということも当然なので、ある意味でいったら公知の事実に近いと思いますので、評議の経過にあたるようにも思われますが、しゃべってもいいのかなという気がします。

(片山委員)

背景によるんじゃないですか。

(高木委員)

5番は確実にいいと思いますよ。これは当たり前のことだもの。意見の対立の有無を確認したということ。

(片山委員)

ですけど、傍聴に来た人が、だれも不思議に思わなかった。証人の言ったことは絶対

正しいと思っていたのに、えっ、そんなことがあったんですかといったようなケースの場合と違うということですね。だから背景によると思います。

(中川議長)

言葉遣いもあるかもしれない。信用性について聞いたと言えね。やっぱり信用できないから聞いたんじゃないかというふうにも、印象として一般の人は見ますよね。だから、あんまりこんな例をいくら挙げてても難しいですよ。

(松永委員)

嘘つきとかね、こういうところが引っかかってしまう。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

6番はそうかもしれない。6、7、8はちょっと。

(宮本委員)

案外いいということは認識しました。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

そうですね、案外いいですね。

(片山委員)

さっきの強引な裁判官というのはいけないけど、皆さんの意見をよく聞いてくれたいい裁判官だというのはいいとありましたが、私は同じだと思いますよ。しつこい人だったというのと、ねばり強い人だったというのと同じことだと思います。だから法律上というか、評価では同じだと思います。どちらもセーフだと思いますけどね。強引といっても、指導力があつたというのでも。

(高木委員)

ホームページか何かに載っているか。

(生田広報室室長)

ちょっとまた西村弁護士と相談させて頂いて。早急に対応します。

(宮本委員)

案外いいということを知りたい。ここは皆さんに知って頂きたい。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

わかりました。ありがとうございました。

(片山委員)

さっき生田さんが言われた家族の間に関する回答はいいんじゃないんですか、常識的な答で。ただ、家族の対応によって違うと思うのですが。例えば、裁判員になった人がしゃべったことをすぐその配偶者が自分の日記としてブログに載せるとか、そういう人がいますからね。そういうところは家族内でも警戒しないといけないですよ。堅い信頼があればいいですが。応用範囲が広がるんじゃないですか。

(フット委員)

裁判の進行中は絶対にだめだと思います。

(平山会長)

情報を要するに買うという形、これは絶対にいけませんよね。危険ですね。

(片山委員)

それはだめ、絶対だめ。

(中川議長)

この問題は議論は尽きないと思いますけれども、この辺で一応よろしゅうございますか。それでは、特に意見書とかそういうことはしませんが、ご参考にしてください。

(西村裁判員制度実施本部事務局次長)

ありがとうございました。

(中川議長)

それではこの議題はこれで終わりということにいたします。

(3) 議題2 今後のテーマについて

(中川議長)

最後のごく簡単にすませたいと思うのですが、次回以降の市民会議の議題につきまして、皆様のアイデアを頂戴したいと思っているのですが、何かこういうことについてやったらいいというアイデアがありましたら、ぜひ頂戴したいと思います。次回の予定は12月21日です。お昼を挟んでということになっています。何かございませんでしょうか。

(フット委員)

たまたま私はニューヨーク州の弁護士資格を持っていますが、最近、CLEについて、必ず私が証明しなければならないことになっていますが、これは何かといえますと、弁護士登録してから、確か3年以内に15単位分の継続教育を受けなければならない。15時間で、そのうち確か4時間は法曹倫理でした。絶えずそれを果たさなければならないことになっていまして、昔、私が登録した時点では、ニューヨーク州もメイン州も全然要求していませんでしたけれども、今ではアメリカ全国でほとんどの州が、そういうような継続教育を要求しています。日本の法曹においては、登録して何年の間に研修を受けたりとするというような義務は今はないですね。それを検討したことがありますでしょうか。

(谷事務次長)

倫理研修については義務化されていまして、各年度ごとに、節目でやることになっております。あと弁護士会によっては、年間何単位の講義を受けなければいけないと決めているところがありますが、それは日本全国ではないです。

(中川議長)

今のフット委員のお話、リーガルエシックス以外の時間というのは、どういう講義が

ありますか。

(フット委員)

何でもいい。結局、例えば医療関係の人たちは最近の医療と法の進展に関するようなシンポジウムに出たり、自分の専門分野を持っている人たちは、大体その専門分野の最近の動向についてのシンポジウムに出たりします。それ以外は様々なプログラムが今できていますが。

(高木委員)

谷事務次長がおっしゃった倫理研修というのは、日弁連としての義務付けがあるということですか。

(谷事務次長)

ええ。弁護士会で受けてもいいし、日弁連で受けてもいいですが、必ず受けなければいけない。90何%、ほとんど全員受けている。

(高木委員)

受けない人はどういう処分を受けるのですか。

(谷事務次長)

確信犯で受けない人がたまにいるんですが、忘れてしまったという人は、次の年に必ず出なさいと一応促し、また機会を作るということでフォローしています。

(片山委員)

それは何で受けないんですか。

(谷事務次長)

それは、受ける義務が私にはないはずだというようなことだったと思いますが、正確には言えません。

(吉岡副会長)

今のアメリカの例といいたいでしょうか、それでは倫理は義務なんですよ。その他の今おっしゃった特定の分野については、講座を設けて弁護士会でいろいろやっているんですね。例えば新しい会社法がこうなったといえ、そういうこともやるわけですけど、アメリカではそのようなことを義務付けておられるのでしょうか。

(フット委員)

アメリカはもちろん倫理以外は分野を特定しません。何でもいいんですけども、確か3年間で、倫理は4単位ですので、それ以外は11時間取らなければいけないことになっています。中身は認められるための手続がありますが、何でもいいことになっています。今は競争も激しくて、アメリカのロースクールも大体提供していますし、プライベートのところもかなり色々な魅力的なプログラムを提供しています。とにかく何か、法曹倫理プラス何か、ほとんどの人は自分の活動と関係するものを取ります。中には3年目の最後の月になって、何でもいいから、全く関係のないこともやっている人

もいますが。

(平山会長)

おそらく日本でも強制加入団体を日弁連が続けていくのには、綱紀・懲戒の研修をみんなにやってもらうことだと思います。私は、強制加入団体を守っていく大きな柱ではないかと思っております、研修をぜひもっともっとやらなければいけないと思っております。そうでないと、何のメリットもないことになるんですね。1回試験に受かっていけばいいやということになってしまいますと、強制加入団体を維持するメリットもないですね。そういう意味で、やっぱり自治権をきちんと守る綱紀・懲戒問題と、それから皆さんに役立つ研修というものをむしろ義務というよりも、それを受けないとやっていけないという状況が一つあると思っておりますから、そこに全力を挙げたいというふうに私は思っております、そちらに進めさせて頂こうと思っております。

(中川議長)

医者と一緒に、技術はどんどん進歩します。本当にこのお医者さんは今の技術がわかっているのかという不安がありますよね。それと同じように、法律も進化するし、弁護士さんがどれぐらい能力アップの自己研鑽をされているかというのは、市民の側から見ますと、若干不安な面もありますね。

(平山会長)

だから、市民に対する担保の意味もあり、やっぱりこれは組織的にやっていかなければいけないと思えますね。

(片山委員)

技術とか知識は進化していますが、本人は劣化する場合がある。それはどうしても加齢とともにやっぱり劣化しますからね。特に医者なんかは不安な面があるんですね。一生できますから。免許証の更新の頻度がだんだん高くなりますよね。教師も劣化するんですよ。ダメ教師が出てきて。やっと評価制度を確立して、ダメ教師を退職させようということで、少し進み出したんですね。今中教審なんかでやっているのは、10年経ったら、再評価をして、免許更新制度にしようとか、そういうことが議題にならざるを得ないほど劣化があるんですね。1回資格を取るとか、免許を取るとか、そういう職の再評価みたいなものが何か要ると思う。再評価とか、研鑽とかそれは必要だと思います。

(高木委員)

お医者さんの場合は、医師会強制加入でもないし、営業条件でもない。弁護士さんの場合は弁護士会及び日弁連に入ることが営業の条件になっており、医者の世界に比べるとかなり条件を課されていますね。ただ、医者も難しいので、ヤブ医者がいる。ヤブ弁護士というかわかりませんが、そういう意味では、同じ病名の手術を受けてたくさんの方が死ぬ病院で働いている医者はヤブ医者。ただ、それを言うと、俺のところ

は難しい患者ばかり来る。あっちの病院には簡単な処置の患者ばかり来て、あそこで手術しないのが俺のところに戻ってくるんだというような議論になっている。そういう意味では国家資格をいったんもらおうと、終生の資格だということをどうチェックして、いわゆるリニューアルしてくるかというのは、その世界の問題です。

(片山委員)

医者の方はもっと深刻で、歯以外は何でもできるんですよ。だからずっと産婦人科やっていた人がある日眼医者もできますよね。

(高木委員)

弁護士さんも一緒。どこへ行っても法律事務所という看板しかなくて、せめて内科、外科ぐらい書くべき。

(片山委員)

でも、弁護士の皆さんは、民事の離婚しかしないとかというのはないでしょう。やっぱり総合窓口ですよ。得意な分野はできてくるでしょうけれど。医者の方は眼科なら眼科。それが例えば公立病院の大病院を定年退職して、突如別のところに行ったときに、全くやったことがないことを医者がいなきやいけないということで、名板貸しみたいなことが可能なんですよ。そういう問題も実はあります。

(中川議長)

フット委員のご指摘から、ずいぶん話が広がりました。これは弁護士さんの能力評価の問題と品質をどうやって維持するか、研修等々の問題で、かなりこれは弁護士さんにとりましては厳しい話ですね。しかし、本当にそういうことが役に立つのであれば、それは議題として取り上げてもらいたいと思います。

(平山会長)

ぜひ取り上げて頂きたいと思います。

(片山委員)

それは信頼を生むことだと思います。

(平山会長)

そうだと思いますね。

(中川議長)

逆にそういうことを、本当は自分かた意識すれば、市民にとっては非常に安心感が生まれますね。

(高木委員)

営業権まで含めて強制加入団体として弁護士会なり日弁連が、これから毎年司法試験合格者3000人ぐらいのうち、おそらく2千何百人は弁護士会に入ってもらえる。5万人弁護士会になっていく。強制加入団体的な運営という意味で、さっき会長がおっしゃった問題意識を持つことは大切だと思います。必ず色々な問題が出てくると思うので。

(中川議長)

ちょっとさっき職域の問題も話で出てきましたが、職域が今後ずっと広まりますと、本当に社会の隅々に弁護士さんが入ってくる。そういう方たちをどうやってレベルアップするか。これは非常に難しい問題になる。日弁連とかの対応では追いつかない感じもいたします。全く新しい内閣を展開しなければいけないかもしれないといった問題意識もちょっとありまして、かなり大きな問題だと思います。

それでは、皆さんの合意が得られれば、議題とさせていただきます。どういうふうにするかはまた相談ということとし、一応そんな方向で次の議題を選択させていただきます。

6. 閉会

(中川議長)

それでは今日の市民会議は終わりました。次回よろしく願いいたします。ありがとうございました。

- 了 -

[議事録署名]

議 長 _____

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____